

(写)

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第16号

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第29条 省 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 省 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 省 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 省 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 省 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 省 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 省 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 省 略</p>

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 省 略

(職員)

第44条 省 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 省 略

(職員)

第47条 省 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 省 略

(職員)

第44条 省 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 省 略

(職員)

第47条 省 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
3 省 略

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。